

かわのふれす

No.59



©fumira

(有)ユービーシー経営
河野会計事務所

宇部市北琴芝1丁目6-10

Tel 0836-33-6717

Fax 0836-33-6753

Mail info@ubc-net.com

http://www.ubc-net.com

平成24年度 年末調整について



昨年と比べて変わった点

1. 生命保険料控除が改組されました。

生命保険料控除が改組され、次の(1)から(3)までによる各保険料控除の合計適用限度額が12万円とされました。

(1) 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る控除

イ 平成24年1月1日以後に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等(以下「新契約」といいます。)のうち介護(費用)保障又は医療(費用)保障を内容とする主契約又は特約に基づいて支払った保険料等(以下「介護医療保険料」といいます。)について、介護医療保険料控除(適用限度額4万円)が設けられました。

ロ 新契約に係る一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額は、それぞれ4万円とされました。

ハ 上記イ及びロの各保険料控除の控除額の計算は次の表のとおりとされました。

支払った保険料等の金額	控除額
20,000円以下	支払った保険料等の全額
20,001円から 40,000円まで	$(\text{支払った保険料等の金額の合計額}) \times 1/2 + 10,000\text{円}$
40,001円から 80,000円まで	$(\text{支払った保険料等の金額の合計額}) \times 1/4 + 20,000\text{円}$
80,001円以上	一律に40,000円

ニ 新契約については、主契約又は特約それぞれの保障内容に応じ、その保険契約等に係る支払保険料等を各保険料控除に適用することとされました。

(2) 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る控除

平成23年12月31日以前に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等(以下「旧契約」といいます。)については、従前の一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除(それぞれ適用限度額5万円)が適用され、各保険料控除の控除額の計算はそれぞれ次の表のとおりとなります。

支払った保険料等の金額	控除額
25,000円以下	支払った保険料等の全額
25,001円から 50,000円まで	$(\text{支払った保険料等の金額の合計額}) \times 1/2 + 12,500\text{円}$
50,001円から 100,000円まで	$(\text{支払った保険料等の金額の合計額}) \times 1/4 + 25,000\text{円}$
100,001円以上	一律に50,000円

(3) 新契約と旧契約の両方について保険料控除の適用を受ける場合の控除額の計算

新契約に基づく保険料等と旧契約に基づく保険料等の両方の支払について一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、上記(1)ロ及び(2)にかかわらず、一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ次に掲げる金額の合計額(上限4万円)とされました。

イ 新契約に基づいて支払った保険料等につき、上記(1)ハの計算式により計算した金額

ハ 旧契約に基づいて支払った保険料等につき、上記(2)の計算式により計算した金額



<生命保険料控除計算例>

- ・契約1 定期死亡保険 年間支払保険料 24,000円 (平成24年4月1日以後契約)
- ・契約2 養老保険 年間支払保険料 36,000円 (平成23年12月31日以前契約)
- ・契約3 終身医療保険 年間支払保険料 48,000円 (平成24年4月1日以後契約)
- ・契約4 個人年金保険 年間支払保険料 72,000円 (平成23年12月31日以前契約)

I. 一般の生命保険料

24,000円 × 1/2 + 10,000円 = 22,000円 (最高40,000円) ……①

36,000円 × 1/2 + 12,500円 = 30,500円 (最高50,000円) ……②

①+② = 52,500円 (最高40,000円) → 40,000円 ……③

②と③のいずれか大きい金額 40,000円 ……イ

II. 介護医療保険料

48,000円 × 1/4 + 20,000 = 32,000円 (最高40,000円) ……ロ

III. 個人年金保険料

72,000円 × 1/4 + 25,000 = 43,000円 (最高50,000円) ……ハ

IV. 生命保険料控除額計 イ+ロ+ハ = 115,000円 (最高120,000円)



ポイント 新・旧制度ごとに控除額を計算し、適用限度額の範囲内で大きい金額を算出することになります。

(注) 介護医療保険料は新制度からの新設区分のため、旧制度での適用はありません。

平成24年1月1日以後に、旧契約について主契約・特約の更新や特約の付加などの契約変更等(契約の締結等)が行われた場合には、その旧契約は新契約とみなすこととなります。

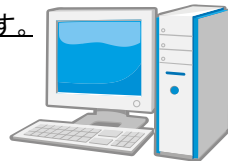
2. 「納期の特例」の承認を受けている源泉徴収義務者が7月から12月までの間に徴収した源泉所得税の納期限が、翌年1月20日とされました。

「納期の特例」の承認を受けている源泉徴収義務者が7月から12月までの間に支払った給与等や退職手当等、一定の報酬等(以下「給与等及び退職手当等」といいます。)から徴収した源泉所得税の納期限が、翌年1月20日とされました。

これに伴い、「納期の特例」適用者に係る「納期限の特例」の制度は廃止されました。

(注) 「納期の特例」の承認を受けていない源泉徴収義務者の納期限については、改正が行われておりませんので、その源泉徴収義務者が12月に支払った給与等及び退職手当等から徴収した源泉所得税の納期限は従前どおり翌年1月10日です。

この改正は、平成24年7月1日以後に支払うべき給与等及び退職手当等から適用されています。



平成25年分の給与等の源泉徴収事務

平成23年12月2日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号)が公布されました。

これにより、所得税の源泉徴収義務者は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて国に納付しなければならないこととされました。

(注) 租税条約の規定により、所得税法及び租税特別措置法に規定する税率以下の限度税率が適用される場合には、復興特別所得税は課されません。

平成25年1月1日以後、支払われる毎月の給与や賞与については、「平成25年分の源泉徴収税額表」に基づき、所得税と復興特別所得税の合計額を徴収し、納付します。

(注) 平成25年分の源泉徴収税額表は復興特別所得税を含んだ税額表に変更されていますので、平成24年分以前の源泉徴収税額表をご使用にならないようご注意ください。

年末調整等に関するご不明な点につきましては各担当者にお尋ねください。



健康メモ

冬の健康管理

寒い季節はこれからが本番、体調を崩さず元気に過ごしましょう。
暖房が必要以上に効いている家の中やオフィスに一日中さらされていると、体の機能を壊してしまう可能性もあります。極力暖房を控えめにし適度な運動や食べ物で冷えに負けない体づくりを心がけたいですね。



軽い運動

寒い冬は暖かい所にこもりがちで運動不足になりやすい季節ですが、健康を維持するためには運動をすることも重要です。体を動かすことで血液の流れが活性化し内側から体が温まってきます。肩こりや腰痛、また病原菌などへの免疫力を高めたり、体の中に溜まっているストレスを解消したり、うつ病等の予防としても効果があると言われています。ストレッチやウォーキングのような無理のない運動は高血圧や心筋梗塞の予防にもなります。気温が特に低い日は室内での運動にしましょう。また水分を十分に摂ることも大切です。



食品・効果

栄養素	多く含んでいる食品	効果
たんぱく質	肉・魚・卵	寒さに対する抵抗力
ビタミンA	レバー・うなぎ・にんじん	皮膚や粘膜を強化
ビタミンA・C	ブロッコリー・かぼちゃ ほうれん草などの青野菜	ビタミンA・C両方の効果
ビタミンC	柑橘類・白菜	免疫力を保ち、寒さに対する抵抗力の向上

旬の野菜にはビタミンやミネラルが豊富に含まれています。
また、緑茶には体の免疫機能を高めてくれる成分が豊富に含まれています。
お茶葉から入れて温かいうちにお呑みください。



入浴

冬は入浴中に亡くなる人が1年のうちで最も多い季節です。脳卒中、心臓病、熱いお湯に長時間入っていることによる熱中症が多く発生しています。脱衣室、浴室を暖かくし、入浴後は水分補給をしましょう。

◆◆◆事務所からのお知らせ◆◆◆



・2012年10月ホームページをリニューアル！！

<http://www.ubc-net.com>

アクセスよろしくお願いします。

・年末年始休業は、

12月29日(土)～1月3日(木)までとなっておりますので、

よろしくお願いします。

